

物損の事故時の流れ（賠償保険）

例：シーツ汚れ

- ① 現地にて その汚れ一つにつきお写真を1枚。学校で立て替え払いの場合は領収書
- ② 保険会社・代理店へ事故の報告 写真及び領収書が必須です。
- ③ 学校と保護者間で立替払いの精算 領収書や集金袋をご用意ください（保険会社へ提出する資料となります）
- ④ 事故として保険を使うには個人情報のやりとりがあることを通知
- ⑤ 事故通知を受けた保険会社より、保護者様へ保険金請求書の送付が行われます（2週間～）
- ⑥ 保護者様で保険金請求書に名前や住所・振込先などを記入いただき返送
- ⑦ 保険金の支払いをもって終了

交通費がお支払い対象となる場合の流れ

例：発熱の場合

- ① 体調を崩した現地の病院へ受診 領収書必須
- ② 保護者によるお迎えの依頼及びお引渡し（交通の経路として自家用車か公共交通機関と説明）
交通機関の領収書または高速道路の領収書 原本が必須です
- ③ 保険金・代理店へ事故の報告
- ④ 現地の受診料の立替えがある場合は、学校と保護者間で 立て替え払いの精算 領収書や集金袋をご用意ください
物損と同じく個人情報のやり取りの通知をしてください
- ⑤ 事故通知を受けた保険会社より、学校・保護者様へ保険金請求書の送付が行われます（2週間～）
- ⑥ 学校・保護者様で保険金請求書に名前や住所・振込先などを記入いただき返送
- ⑦ 保険金の支払いをもって終了（保護者様は区役所へいき受診料の精算）

※交通費の証明として高速道路の領収書または、クレジットカード ETCの利用明細 アプリなどのスクリーンショット等をご用意お願いいたします。

学校で支払われた交通費は学校の指定口座へ ご家庭で支払われた交通費はご家庭の指定口座へお振込みされます。

傷害保険 お支払いの流れ

- ① 午前0時から23時59分までが傷害保険の範疇なので、家を出てから帰るまでのケガが該当します。
（管理下に入るまゝも可）
- ② 病院の受診については、2週間以内の通院が補償可能です（医学的見地が基準）
- ③ 突発偶然外来の事故という定義です
- ④ 病院の指定はありません。領収書や診療明細書が必須です。
- ⑤ 事故の通知をいただいたのちご自宅へ保険金請求書の送付が行われます。（2週間～）
- ⑥ 完治の後、保護者様で保険金請求書に名前や住所・振込先などを記入いただき返送
- ⑦ 保険金の支払いをもって終了（手術の場合は診断書、万が一後遺障害がある場合は別途お手続きです）

お怪我と 賠償と 交通費 が 主な保険の対象です

健康保険（子ども受給者証）とスポーツ振興センターとは別の物です。

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。学校旅行総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「注意喚起情報」の「用語のご説明」に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

学校旅行総合保険は、学校の教育活動の一環として行う学修旅行、遠足等を対象とし、その旅行行程中に生じる旅行参加者の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気（海外旅行のみ）、賠償責任等の危険を補償する旅行参加者条項と、旅行参加者に生じた急激かつ偶然な外来の事故のために学校が負担した事故処理の費用等（緊急対応費用等）を補償する学校条項により構成された商品です。2つの条項のうちどちらか一方のみを選択することもできます。

補償する条項	
旅行参加者条項	傷害（死亡・後遺障害・入院特別・治療費用） 海外疾病死亡危険、海外疾病治療費用
個人賠償責任	旅行参加者（その参加者が未成年または責任無能力者の場合は親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎり））
救援者費用等	旅行参加者
学校条項	学校の設置者

「急激かつ偶然な外来の事故」についてご説明します。

- 「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。
- 「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

2 補償内容

お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

（1）保険金をお支払いする主な場合

<旅行参加者条項>

傷 害	死亡保険金	国内旅行または海外旅行の責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	国内旅行または海外旅行の責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 （注）後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過してその方が生存している場合は、お支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額をさらに追加してお支払いします（後遺障害保険金の追加支払）。
	入院特別保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、その状態にある期間に対し、以下の区分に応じて保険金をお支払いします。 入院期間6か月以上の場合……………10万円 入院期間3か月以上6か月未満の場合……………5万円 入院期間1週間以上3か月未満の場合……………3万円 入院期間1週間未満の場合……………1万円
	治療費用保険金	海外旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その被保険者が治療を要した場合は、以下の①～③等の費用のうち現実に支出した金額を、1回のケガにつき治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が要した費用にかぎりです。 ①診察費、手術費、薬剤費等 ②入院費、緊急移送費等 ③入院のための交通費、通信費、入院に必要な身の回り品購入費等（①、②の合計額の10%または20万円のうちのいずれか低い金額を限度とします。ただし、身の回り品購入費は3万円を限度とします。）

海外疾病死亡危険	海外旅行の場合で、以下の①から③までのいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気、または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合にかぎりあります。 ③責任期間中に感染した特定の感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
	海外旅行の責任期間中に、被保険者が病気を直接の原因として、以下の①または②のいずれかに該当したことにより、ア～ウ等の費用のうち現実に支出した金額を、1回の病気につき、疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりあります。 ①責任期間中に発病した病気、または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 ②責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 診察費、手術費、薬剤費等 イ. 入院費、緊急移送費等 ウ. 入院のための交通費、通信費、入院に必要な身の回り品購入費等（ア、およびイ、の合計額の10%または20万円のうちのいずれか低い金額を限度とします。ただし、身の回り品購入費は3万円を限度とします。） （注）責任期間開始前に発病した病気（既往症や持病を含みます。）については保険金をお支払いできません。
個人賠償責任	国内旅行または海外旅行の責任期間中に発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物（宿泊施設の客室、旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害等を含みます。）を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額の設定がある場合は免責金額を差し引いた金額をお支払いします）。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 （注1）被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎり）が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。 （注2）賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。
	国内旅行または海外旅行の責任期間中に、被保険者が以下の①から③までのいずれかに該当したことにより、ご契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した以下のア～カ等の費用を、救援者費用保険金としてその費用の負担者にお支払いします。 ①急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされ、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③病気を直接の原因として責任期間中に死亡された場合、または責任期間中に発病した病気を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ア. 被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者の現地（※）までの航空機等の1往復分の交通費（被保険者1名につき救援者2名分を限度とします。） ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料（被保険者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。） エ. 治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ転移するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 オ. 諸雑費（救援者が現地でも支出した交通費、電話料等通信費等。被保険者1名につき国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円をそれぞれ限度とします。） カ. 予定されていた交通機関を使用することができなくなった被保険者が、自宅へ帰宅されるために追加して負担された運賃 （※）事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

＜学校条項＞	
学校緊急 対応費用	国内旅行または海外旅行の責任期間中に旅行参加者が以下の①から③までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担したア、ヘ、等の費用をお支払いします。 ①急激かつ偶然な外来の事故によって旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされ、責任期間中に死亡された場合または責任期間中に治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③病气により責任期間中に死亡された場合または責任期間中に発病した病気を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ア. 被災者(※1)を捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 教職員、被災者の親族等(※2)に派遣した場合の現地までの航空機等の往復の交通費、現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料等 ウ. 被災者の法定相続人等と応じた施設の借上費用 エ. 治療を継続中の被災者を自国の病院等へ移転するための費用 オ. 葬儀費用 カ. 諸雑費(教職員、被災者の親族等が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。ただし、被災者1名につき国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円をそれぞれ限度とします。) (※1)保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した旅行参加者をいいます。 (※2)事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地をいいます。
賠償責任	国内・海外旅行の実施に起因して責任期間中に発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額の設定がある場合は免責金額を差し引いた金額をお支払いします)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 (注)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。
弔慰費用	旅行参加者が以下の①から④までのいずれかに該当した場合に、被保険者が被災者の法定相続人に支払った弔慰金を弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名について弔慰費用の保険金額を限度とします。 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に病气により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病气、または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後48時間以内に発病した病气により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合にかぎりません) ④責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 (注1)上記補償等を複数ご契約された場合は、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください(死亡保険金、後遺障害保険金、入院特別保険金、疾病死亡保険金を除きます)。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等からすでに保険金等が支払われたときは、損害の額等からそのらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、保険証券(または申込書)記載の保険金額を限度とします。 (注2)保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病气の影響で保険金をお支払いすべきケガや病気の程度が重くなったときは、そのらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
(2) 保険金をお支払いできない主な場合 次に掲げる事由によって生じたケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。	
保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院特別保険金 治療費用保険金	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
海外疾病死亡危険 海外疾病治療費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■(海外疾病治療費用のみ)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
個人賠償責任	■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等による損害 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
救護者費用等	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
学校緊急対応費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
弔慰費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)。核燃料物質等によるもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
3 セットできる主な特約とその概要 セットできる特約をご用意しています。主なものは次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。 ■海外旅行の場合は、「海外疾病死亡危険補償条項」、「海外疾病治療費用補償条項」等の補償内容を拡大する「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」がすべてのご契約に自動セットされます(割増保険料はありません)。この特約により、暴動によって生じたケガ・損害等に対しても保険金をお支払いします。 ■旅行参加者条項の「海外疾病死亡危険補償条項」、「海外疾病治療費用補償条項」、「個人賠償責任補償条項」および学校条項の「賠償責任補償条項」、「弔慰費用補償条項」については、それぞれの補償を対象外とする特約をセットすることができま。	
4 保険期間(保険のご契約期間) 原則として保険期間は14日以内とし、1日単位で設定します。保険期間は、旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程」にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始および旅行行程終了後に生じた事故については、保険金をお支払いできません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書でご確認ください。	
5 引受条件(保険金額等) ご契約いただく保険金額の設定については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書でご確認ください。 (注1)この保険の対象とする学校は、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校ならびに児童福祉法に定める保育所ならびに就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園となります。 (注2)この保険の対象とする旅行は、教職員の監督のもとで行われる、学校行事となる旅行等となります。	

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等により決定されます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書にてご確認ください。最低保険料は1,000円です。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの 相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

＜受付時間＞

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

＜公式ウェブサイト＞

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」】

0570-022808

※通話料有料＞

＜受付時間＞

平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sompo.or.jp/>)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

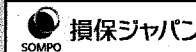
＜受付時間＞

24時間365日

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。
ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2017年1月



1. クーリングオフ (契約申込みの撤回等について)

本契約は保険期間が1年以内のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結時における注意事項(告知義務等)

(1) 申込書のご記入にあたっての注意点

申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

この保険における告知事項は、「★他の保険契約等の加入状況」です。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 旅行参加者条項の「死亡保険金」および「疾病死亡保険金」における死亡保険金受取人について

死亡保険金および疾病死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

2 契約締結後における留意事項

(1) 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができません。

(2) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。

(3) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

(1) 事故が発生した場合は、すみやかに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 個人賠償責任を補償するご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

(3) 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	ケガの程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など

	必要となる書類	必要書類の例
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガ・病気の程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(4) 上記(3)の書類をご提出いただく等、所定の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

	保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
旅行参加者条項	死亡保険金 後遺障害保険金 入院特別保険金 治療費用保険金	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
	海外疾病死亡危険 海外疾病治療費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■(海外疾病治療費用のみ)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	個人賠償責任	■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
	救済者費用等	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
学校条項	学校緊急対応費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
	賠償責任	■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など
	弔慰費用	■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ■歯科疾病 ■故意または重大な過失 ■被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■(国内旅行の場合のみ)地震、噴火またはこれらによる津波 など

(注) 海外旅行の場合は、暴動によって生じたケガ・損害等に対しても保険金をお支払いします。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

7. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、修学旅行や遠足等におけるケガ、病気（海外旅行のみ）、賠償責任等、または学校が負担した事故処理等の費用等を補償する保険です。

ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。

■ 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ① 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 - ② 被保険者の範囲（旅行参加者条項・学校条項）
 - ③ 保険金額
 - ④ 保険期間（旅行行程に合わせてご設定ください。）
 - ⑤ 保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと
- 保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、取扱代理店にお問い合わせください。

■ 申込書・添付明細書の被保険者の「性別」「年齢」「他の保険契約等」欄等について、すべて正しく記入・告知されているかをご確認ください。

<用語のご説明>この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
海外旅行	旅行の目的地が日本国内のみのものを以外の旅行をいいます。
救済者	被保険者の捜索（捜索、救助または移送をいいます。）、看護または事故処理を行うために現地へ赴くその被保険者の法定相続人（その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。）をいいます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみのものをいいます。
責任期間	① 旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 ② 学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険、海外旅行総合保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】
0120-888-089

<受付時間>

平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
（12月31日～1月3日は休業）

<公式ウェブサイト>
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808

<通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sompo.or.jp/>）

● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

<受付時間>

24時間365日

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。傷害保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の＜用語のご説明＞に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

本書面の対象になる商品は、普通傷害保険、国内旅行傷害保険等です。これらの保険は、被保険者（保険の対象となる方）がケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。保険金のお支払いの対象となる事故は以下のとおりです。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、国内旅行傷害保険を除き、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

保険種類	保険金のお支払いの対象となる事故
普通傷害保険	日本国内または国外における急激かつ偶然な外来の事故
国内旅行傷害保険（※）	日本国内における旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故

（※）傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものです。

（注）行事参加者傷害保険、施設入場者傷害保険、PTA団体傷害保険、シルバー人材センター団体傷害保険等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「急激かつ偶然な外来の事故」についてご説明します。



「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

2 基本補償の内容

（1）保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金をお支払う場合」をご確認ください。また、補償項目は複数の組み合わせでご契約いただくことが可能です。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金 	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金 	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金 	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
入院1日目から補償	

手術保険金 	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。
通院保険金 	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
通院1日目から補償	

（注）すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・損害に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険種類	保険金をお支払いできない主な場合
普通傷害保険 国内旅行傷害保険	- 故意または重大な過失 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 - 脳疾患、疾病または心神喪失 - 妊娠、出産、早産または流産 - 外科的手術その他の医療処置 - 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの - 地震、噴火またはこれらによる津波 - 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの - 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故（普通傷害保険については、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合は、お支払いの対象となります。） - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故（あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

3 セットできる主な特約とその概要

セットできる特約をご用意しています。主なものは次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の種類	セット可能な保険種類	補償の内容
賠償責任補償特約 	国内旅行傷害保険	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません ^(※) ）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※) ご契約時に免責金額を設定された場合は、損害額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。
携行品損害補償特約 	国内旅行傷害保険	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の時価 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1) 被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2) 同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注1) 1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 有価証券（小切手は除きます。）、印紙、切手、預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具など
救援者費用等補償特約 	国内旅行傷害保険	旅行行程中に以下①から④までのいずれかに該当した場合に、ご契約者、被保険者またはその親族の方が現実に出した捜索救助費用、捜索のための交通費（救援者2名分を限度とします。）、宿泊費（救援者2名分、1名につき14日分を限度とします。）、等の費用を保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度にお支払いします（費用によってお支払いできる保険金の限度額が異なる場合があります。詳細につきましては約款集をご覧ください。）。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが公的機関により確認された場合 ③被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合 ④被保険者がビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング中に遭難した場合（別途、割増保険料が必要となります。ただし、割増保険料の有無にかかわらず、④について支出した捜索救助費用は保険金お支払いの対象となりません。など

(注) 特約の保険金をお支払いできない主な場合については、注意喚起情報をご確認ください。

4 保険期間（保険のご契約期間）

ご契約いただける保険期間は保険種類により異なります。

5 引受条件（保険金額等）

ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 保険金額は被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。
- 各保険金額ともお引受けの限度額があります。
- 被保険者が満15歳未満の場合、またはご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意（署名）がない場合は、死亡・後遺障害保険金額を制限することがあります。
- 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

実際にご契約いただくお客さまの保険期間・保険金額につきましては、申込書でご確認ください。



2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、お仕事の内容等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。最低保険料は、保険種類やご契約内容等によって異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払等があります。分割払の場合は、分割回数により保険料が割増となります（国内旅行傷害保険については、一時払のみの取扱いとなります。）。

4. 満期返れい金・契約者配当金

これらの保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります（通算短期率適用契約に関する特約をセットされた場合等、解約返れい金がないこともあります。）。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

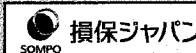
<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
他の保険契約等	個人用傷害所得総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、国内旅行傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。
ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2022年10月



1. クーリングオフ (契約申込みの撤回等について)

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ (契約申込みの撤回等) ができません。

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結時における注意事項 (告知義務等)

- (1) 申込書のご記入にあたっての注意点
申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
ご契約者または被保険者 (保険の対象となる方) には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
(※) 危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞ この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等の加入状況

- 国内旅行傷害保険等における「被保険者ご本人の職業または職務」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - 告知事項について、事実を記入しなかった場合または異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。
- (2) 死亡保険金受取人の指定について
死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。
- (3) ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について
損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

2 契約締結後における留意事項 (通知義務等)

- (1) 職業または職務を変更された場合
保険証券記載の職業または職務を変更された場合 (新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます) は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務 (通知義務) があります。ただし、お引受けの条件によりご通知が不要となる場合があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注) 団体契約における被保険者の人数の増減等、上記以外にもセットされる特約やお引受けの条件により通知義務を定めている場合があります。詳細は約款集、普通保険約款および特約をご確認ください。

- (2) 住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (4) 重大事由による解除等
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜被保険者による解除請求 (被保険者離脱制度) について＞
被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約 (その被保険者に係る部分にかぎり) を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期 (保険の補償が開始される時期)

(普通傷害保険の場合)
保険責任は保険期間 (保険のご契約期間) の初日の午後4時 (申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻) に始まります。保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約等の保険料払込みに関する特約をセットされた場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(国内旅行傷害保険の場合)
保険責任は保険期間 (保険のご契約期間) の初日の午前0時に始まります。保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- (3) 保険金の請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	ケガの程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書 (写)、死体検案書 (写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券 (写)、運転免許証 (写)、レントゲン (写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面 (写)、被害品明細書、賃貸借契約書 (写)、売上高等営業状況を示す帳簿 (写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書 (写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書 (写)、調停調書 (写)、和解調書 (写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するたの書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- (4) 上記 (3) の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (5) ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・損害に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 (普通傷害保険、国内旅行傷害保険)	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(普通傷害保険、国内旅行傷害保険については、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります) ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故(普通傷害保険については、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります) など
賠償責任補償特約 (国内旅行傷害保険)	■故意 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ■被保険者と旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害は除きます) ■航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など (※) 次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ① 原動力がもっぱら人力であるもの ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)
携行品損害補償特約 (国内旅行傷害保険)	■故意または重大な過失 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■欠陥 ■自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ■機械に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ■置き忘れまたは紛失 など
救護者費用等補償特約 (国内旅行傷害保険)	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。ただし、割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金お支払いの対象となりません) など

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(※)口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

8. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 補償重複について

「賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「救護者費用等補償特約」等を複数のご契約^(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金がお支払いされない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	傷害保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	傷害保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

11. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者は外国にある事業者等を含みます。
 - ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます)があります。
 - ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

<受付時間>

平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

<公式ウェブサイトアドレス>
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんばADRセンター」】

0570-022808

※通話料有

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

24時間365日